

事業系ごみの出し方（概要版）

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいう。事業活動には会社、店舗、事務所など営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、福祉施設など公共サービスを行っているところや個人事業も含む。事業系ごみは、ごみの種類や業種により「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類され、南丹市及び京丹波町内においては、それぞれ下記のとおり適正に処理を行うこと。

種別	業種	処理方法	備考
生ごみ 食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣など	食品の製造、加工業者など ⇒【産業廃棄物】	自ら法※1に従い処理を行うか、もしくは産業廃棄物収集運搬・処分許可業者※2(リサイクル業者含む)等に委託	産業廃棄物、一般廃棄物に関わらず食品関連事業者は「食品リサイクル法」により発生抑制と再生利用の促進が責務として定められている
	食品の販売業者、飲食店などを含む、その他の業者 ⇒【一般廃棄物】	一般廃棄物として自ら京都中部クリーンセンター※3へ搬入するか、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者※4に委託	ごみ量に対して処理手数料が必要となるため、事前に出来るだけ生ごみ処理機等で減容を行う
紙ごみ 新聞、雑誌(書籍、広告等)、ダンボール、コピー用紙、シュレッダー紙(機密文書)、メモ用紙、その他紙類(封筒、包装紙、紙袋、空き箱など) ①リサイクルできない紙	印刷、製本、製紙、建設(新築、改築、解体に伴うもの)業者など ⇒【産業廃棄物】	自ら法※1に従い処理を行うか、もしくは産業廃棄物収集運搬・処分許可業者※2(リサイクル業者含む)に委託	①リサイクルできない紙とは、汚れや匂いが付いているもの(洗剤・線香の箱、石鹸の包み紙、カップ麺の容器など)、特殊な加工がされているもの(カーボン紙、レシート、和紙、感熱紙など)、他の素材が付いているものなど
	その他の業者 ⇒【一般廃棄物】	リサイクル業者に売却等 ↑ 一般廃棄物として自ら京都中部クリーンセンター※3へ搬入するか、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者※4に委託	売却等の場合と違い左記の場合、ごみ量50kgまで180円/10kg(税抜)、50kgを超えると全量に対して350円/10kg(税抜)の処理経費が必要となる
木くず 木製品(机、椅子、棚など)、剪定枝、落ち葉、流木など ①パレット	建設(新築、改築、解体に伴うもの)、木材製造、木製品製造、物品賃貸業者など ⇒【産業廃棄物】	自ら法※1に従い処理を行うか、もしくは産業廃棄物収集運搬・処分許可業者※2(リサイクル業者含む)に委託	パレット(貨物・流通に使用)は産業廃棄物
	その他の業者 ⇒【一般廃棄物】	一般廃棄物として自ら京都中部クリーンセンター※3へ搬入するか、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者※4に委託	基本的に長さ50cm未満にして、他のものと混載せず木くずのみでの搬入に限る
繊維くず(古布) 衣類全般(作業着、制服、下着など)、布類(タオル、ハンカチ、毛布など)、繊維くずなど ①リサイクルできない古布	建設(新築、改築、解体に伴うもの)、衣類など繊維製品製造以外の繊維業者など ⇒【産業廃棄物】	自ら法※1に従い処理を行うか、もしくは産業廃棄物収集運搬・処分許可業者※2(リサイクル業者含む)に委託	「①リサイクルできない古布」とは、汚れのひどい物、濡れているもの、カビているもの、布団、座布団、枕、クッションなど綿の入った物、じゅうたん、カーペットやマット類 など
	その他の業者 ⇒【一般廃棄物】	リサイクル業者に売却等 ↑ 一般廃棄物として自ら京都中部クリーンセンター※3へ搬入するか、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者※4に委託	売却等の場合と違い左記の場合、ごみ量50kgまで180円/10kg(税抜)、50kgを超えると全量に対して350円/10kg(税抜)の処理経費が必要となる
プラスチック類(ゴム類含む) ペットボトル 金属類(缶類、スチール製品など) びん・ガラス・陶磁器類・コンクリート 電池類 金属製の机、家電製品など その他産業廃棄物に区分されるもの	業種に関係なく ⇒【産業廃棄物】	自ら法※1に従い処理を行うか、もしくは産業廃棄物収集運搬・処分許可業者※2(リサイクル業者含む)に委託	特に「プラスチック類(ゴム類含む)」(弁当・カップ麺・洗剤などの容器類、ラップ類、トレー、ビニール袋、発砲スチロール、緩衝材、ホース、ヘルメット、PPバンド、ゴム類、ラベル、長靴、パイプ類、マルチシートなど)が一般廃棄物に混ぜられ排出されることが多く、 ごみを入れる袋以外は産業廃棄物として処理を行う
感染性廃棄物(医療機関等) 飛散性石綿等(特定粉じん発生施設等) その他特別管理産業廃棄物に区分されるもの	業種に関係なく ⇒【特別管理産業廃棄物】 ※一部除く	自ら法※1に従い処理を行うか、もしくは特別管理産業廃棄物収集運搬・処分許可業者※2(リサイクル業者含む)に委託	爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理廃棄物に分類される

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条第1項及び第11条第1項
 ※2 産業廃棄物収集運搬・処分許可業者に関してのお問い合わせ((公財)京都産業資源循環協会 ☎075-694-3402)
 ※3 京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷51-1 ☎0771-42-5341)
 ※4 一般廃棄物収集運搬許可業者(サカエ産業(株) ☎0771-42-2174、八光興業(株) ☎072-996-0770、安田産業(株) ☎075-604-5353)

“分ければ資源、混ぜればゴミ”快適な環境を次の世代に引き継ぐのは、あなたです。ゴミの減量化と分別収集にご協力を！